

諮問日：令和元年12月27日（令和元年度（情）諮問第32号）

答申日：令和2年11月26日（令和2年度（情）答申第23号）

件名：釧路地方裁判所帯広支部の特定の裁判官の職能等全てに関する文書の不開示判断（不存在等）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

釧路地方裁判所帯広支部の特定の裁判官の職能・職責等全ての開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が、同裁判官の職能・職責が記載された文書（以下「本件開示申出文書1」という。）については作成し又は取得していないとして、同裁判官の全てが記載された文書（本件開示申出文書1及び同裁判官の身分・職務・業務・職種が記載された文書として開示申出人に対して開示した文書を除く。）（以下「本件開示申出文書2」という。）については開示を求める司法行政文書が特定できないとして、それぞれ不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が令和元年10月18日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 釧路地方裁判所長が、るる身勝手な主張するも一般社会通念上職能・職責を知らずして釧路地方裁判所帯広支部の裁判を担当させるのは不合理である。また、特定の裁判官は判事補として、単独裁判（裁判所法27条1項により行えない）を行っており、特例判事補の期間を知り得ないのは不合理である。
- 2 司法行政文書を特定することができないとするのは、不合理である。最高裁

判所において特定しており、取扱要綱記第10の2に反するものである。

- 3 本件に関する通知期限の延長については違法（取扱要綱記第8の2）であり、不開示通知書は非合法である。補正を命じた客観的証拠はなく、開示を行わないとするも延長通知を行ったのは不整合である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出文書1について、釧路地方裁判所が管内所属の裁判官の職能及び職責が記載された文書を作成又は取得する必要はない。
- 2 本件開示申出文書2について、当該申出内容では、開示を求める司法行政文書を特定することができないことから、釧路地方裁判所は、苦情申出人に対し、令和元年6月7日付け事務連絡で開示を求める司法行政文書を特定できるよう補正を求めたが、期限までに補正がされず、開示を求める司法行政文書が特定できなかった。

なお、苦情申出人は、釧路地方裁判所が補正を命じた客観的証拠がないと主張するが、同人は、上記事務連絡を利用して作成した同月17日付け書面を同裁判所へ提出している。

- 3 また、苦情申出人は、釧路地方裁判所が通知期限を延長したことについて、取扱要綱記第8の2に反して違法である旨主張するが、同裁判所は、開示の申出書を受理してから補正期間を除いて30日以内に平成27年4月6日付け最高裁秘書第671号事務総長通達「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の実施の細目について」（以下「実施細目」という。）記第1の5の(3)に定める通知を行っており、同裁判所が通知期限を延長したことは相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年12月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 令和2年10月23日 審議

④ 同年11月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出文書1について、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、釧路地方裁判所が管内所属の裁判官の職能及び職責が記載された文書を作成し又は取得する必要はないとのことであり、本件開示申出文書1として記載された内容を踏まえれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。

なお、苦情申出人は、釧路地方裁判所長が特定の裁判官の職能・職責を知らずして、同裁判所帯広支部の裁判を担当させるのは不合理であり、また、同裁判官の特例判事補としての期間を知り得ないのは不合理である旨主張する。しかしながら、苦情申出人は、本件開示の申出と同時に、同裁判官の身分・職務・業務・職種についての開示の申出をし、これに対して釧路地方裁判所の事務分配規程や同裁判官の履歴書の開示を受けており（令和元年度（情）諮問第31号・令和2年度（情）答申第22号）、同履歴書には同裁判官の特例判事補への指名についても記載がある。このことを踏まえて検討すれば、苦情申出人の上記主張は採用できない。

そのほか、釧路地方裁判所において、本件開示申出文書1に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、釧路地方裁判所において本件開示申出文書1を保有していないと認められる。

2 本件開示申出文書2について、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、釧路地方裁判所は、その申出の内容からは開示を求める司法行政文書を特定することができないことから、苦情申出人に対し、令和元年6月7日付け事務連絡で開示を求める司法行政文書を特定できるよう補正を求めたが、期限までに補正がされず、開示を求める司法行政文書が特定できなかったとのことである。本件開示申出文書2として記載された内容のほか、上記事務連絡及びこれに対

する苦情申出人の回答内容を踏まえるならば、このような説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件開示申出文書2については、釧路地方裁判所において開示を求める司法行政文書を特定できなかったと判断したことは相当であると認められる。

3 なお、苦情申出人は、釧路地方裁判所がした通知期限の延長は違法であるなどと主張するが、期間計算の点を含め、同裁判所がした通知期限の延長の通知は取扱要綱及び実施細目に沿った措置であると認められるから、同主張は採用できない。

4 以上のとおり、原判断については、釧路地方裁判所において本件開示申出文書1を保有していないと認められ、本件開示申出文書2について開示を求める司法行政文書を特定できなかったと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子